

## リコール促進のための取組の強化に関する今後の主な論点

**1. 行政機関等の役割**

## ○リコール情報の収集・分析・提供

行政機関は、リコールに関する情報を広く収集したうえ、これらを集約し、消費者が求める情報をインターネット等を通じて簡便に得ることができるような仕組みづくりに向けて検討を進めるべき。

## ○行政によるモニタリング

現実的にはリコールを回避する事例も散見されるところであり、適切なリコールの実施について行政がモニタリングするなど、リコール回避を克服するための方策を検討すべき。

## ○国・地方公共団体間の連携・協力

国と地方公共団体との連携強化について、先駆的な事例などを参考にしながら、具体的に検討を進めるべき。

## ○海外のリコール情報

海外のリコール情報を収集し、消費者に情報が届くような取組の強化が図られるべき。

**2. 環境整備**

## ○中小事業者への支援

中小事業者のリコールを支援するには、どのような官民の取組が求められるか、また、有効な仕組みのあり方などについても検討を進めるべき。

- ・ ISO（国際標準化機構）が現在策定している社会的責任に関する国際規格（ISO26000）は、すべての組織を対象に社会的責任としてのリコールについて触れるもので、2010年9月に発行が予定されている。右規格の普及にあたっては、中小事業者の取組をどのように促進するかが重要な検討課題となっている。中小事業者がリコールを行うにあたっては、どのような工夫がありうるかなどについて、行政は推奨される実践事例を参考にし、また専門家の意見等を取り入れつつ、検討を進めてゆくべきである。

## ○消費者側の課題

消費者が事業者にリコール実施を働きかけていくことを可能とするような

環境整備、具体的には、リコールに係る情報へのアクセスの容易化、リスクコミュニケーションの強化・拡充などの取組が進められるべき。

- ・事業者が日頃からの取組に裏付けられて、自主的にリコール開始を決定し、実施するようになると、そうしたリコールの情報に接した消費者にも、安全確保のため相応の努力が求められるとの見解も存在。

### 3. 共通指針の今後の検討課題

#### ○サービスの扱い

事業者が物品を使用して供給するサービスに定型的な瑕疵があるような場合に、被害の拡大防止・再発防止のために事業者がとる是正措置をリコールととらえることが妥当かどうかについて。

- ・事業者用製品を用いたサービスの供給によって、消費者の身体に定型的な危険がある場合に、安全確保のために是正措置をとる主体には、1) 物品の製造・輸入事業者等のほか、2) サービス供給事業者がありうるところ、それぞれの役割をどのようにとらえるべきか。
- ・中期的な課題として、専門家責任の検討を進めるべき。専用の機器等を使用したサービスを提供する者が有資格者など専門的知識・経験のある者である場合と、そうでない場合の区別など

例1) 介護設備・介護器具を使用した介護（介護福祉士、他）

例2) エステ機器を使用したサービスの供給（エステ事業者、他）

- ・EUの一般製品安全指令やISOにおける社会的責任に関する規格（ISO26000 2009年9月発行予定）策定の動向や、国内事業者の取組など内外の状況を参考に検討する必要。
- ・物品の使用と関わらないサービスの瑕疵についてどのようにとらえるか。